



主な内容

まい・あみ・まつり 2015 写真集……………	2
10月から『マイナンバー』の通知が始まります!…	4
平成27年国勢調査を実施します……………	6
不妊治療費助成事業……………	10
ご存じですか? 医療福祉費(マル福)制度…	13

まい・あみ・まつり 2015 開催

『挑戦! 阿見町合併60周年、その先へ』

8月1日(土)・2日(日)の2日間開催され、約6万2千人もの参加者となる大盛況のまつりになりました。今後も、笑顔が溢れ明るく元気なまつりの実現に努力していきます。

(写真は、まい・あみ・まつりでの大人神輿の様子)

メインステージ



▲▼ジュニアフェス

▼友好都市柳州市文化友好訪問団の皆さん



▼nozomiガールNEedショー



▼常陸陣太鼓



▼マジックショー



まい・あみ・まつり2015



▲▼芸能ショー



▲▼アミューズフェス



▲▼まいあみ・歌バトル



▲▼フィナーレ(フラッシュモブ)



▲▼賑わう会場の様子



ふれあいのみち



ストリート



▲▼わいわいパレード



▲▼フラショー



▲▼よさこいソーラン



挑戦! 阿見町合併60周年、その先へ

あみ大使委嘱式

▼『あみ大使』に委嘱された5人の皆さん



ノブ&フッキーさん



葉師るりさん



藤田加奈子さん



諏訪原寛之さん

まい・あみ・アンバサダーオーディション

▼今年度の「まい・あみ・アンバサダー」に選ばれた3人の皆さん



谷田部真喜子さん

小島尚子さん

岡田千波さん



▲まい・あみ・まつり
2015のポスター



▲ポスター応募の中から、最優秀賞に選ばれた神林凜華さん(阿見第二小学校)

感謝

笑顔・喜び・感動を支えてくれる人がいる



● 8月2日(日)、午前7時30分から約1時間、阿見・朝日・竹来中学校の生徒・先生約300人の皆さんが、まつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました



● 阿見町建設業協会の皆さんが、7月25日(土)の午前9時からまつり会場の草刈りを、8月3日(月)の午前9時からまつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました



※まつり会場周辺では、個人や団体など多くの皆さんが清掃活動にご協力いただきました。また、クリーン3か条へのご協力をいただきまして誠にありがとうございました!



10月から 『マイナンバーの通知』 が始まります!



町民課住民登録係 ☎ 888-1111 (122・123)

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人一人が持つ12桁の番号です。

マイナンバー制度については、広報あみ8月号通常版（7月24日発行）にてご案内をしましたが、今回はマイナンバー制度の『通知カード』と『個人番号カード』および『個人番号カードの申請方法』についてご案内します。

『通知カード』について

今年の10月以降、住民登録のある全ての人に、マイナンバーをお知らせする『通知カード』が簡易書留で届きます。 ※住民票の住所へ世帯ごとを送付されます

通知カード

個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子
住所 茨城県稲敷郡阿見町△△番地
平成○年○月○日生 性別 女
発行 平成○年○月○日 阿見町長

- ▼カードには、氏名・住所・生年月日・性別と12桁の個人番号が記載されています
- ▼行政機関・地方公共団体等で、社会保障・税・災害対策の分野で利用されます
- ▼行政機関の窓口等でマイナンバーの提示を求められた際にご利用ください
- ▼有効期限はありません
- ▼身分証明書としての利用はできません（顔写真はつきません）
- ▼個人番号カード（下記）と重複しての所有はできません

▲『通知カード』のイメージ

- 『通知カード』は、住民票に記載のある住所に送られますので住民票と異なる所にお住まいの人は、住所変更の手続きをお願いします。なお、DV被害や震災等により避難された人など、やむを得ない事情により住所変更ができない場合は、町民課へお問い合わせください

『個人番号カード』について

上記『通知カード』の到着後、『個人番号カード』を希望する人は申請することにより、平成28年1月以降に交付されるカードです。 ※『個人番号カード』は、『交付通知書』に記載された窓口（町民課および一部の地域は、うずら出張所の予定）にて『通知カード』と引き換えでお渡します



▲『個人番号カード』の表面イメージ

- ▼カードの表面には、氏名・住所・生年月日・性別、裏面には12桁の個人番号が記載されています
- ▼身分証明書としての利用ができます（顔写真が付きません）
- ▼ICチップが付きまますので、電子証明書を利用してe-Tax等の電子申請ができます ※ICチップには、所得情報や健康情報等のプライバシー性の高い個人情報は記録されません
- ▼カードには有効期限があります
 - ▽発行日に20歳以上の人は、10回目の誕生日まで有効
 - ▽発行日に20歳未満の人は、5回目の誕生日まで有効
- ▼住民基本台帳カードをお持ちの人は、『通知カード』とあわせてご返却いただきます



▲『個人番号カード』の裏面イメージ

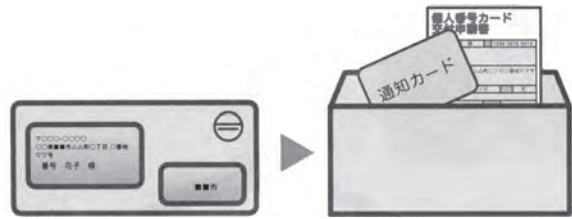
- 住民基本台帳カードの発行は、個人番号カードの交付開始に伴い、12月28日(月)で終了します
- 現在お持ちの住民基本台帳カードや電子証明書は、有効期限まで利用できます。なお、住民基本台帳カードの中の電子証明書の発行および更新は、12月22日(火)で終了します

『個人番号カード』の申請方法

※総務省が発行するリーフレットから抜粋

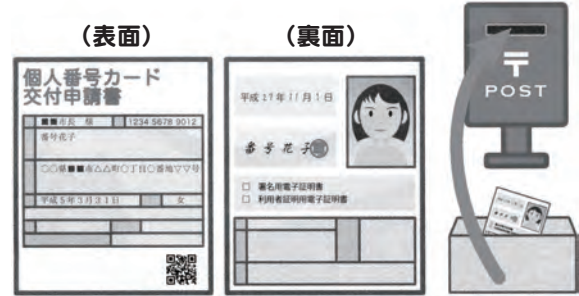
ステップ1 ～マイナンバーの通知～

- ▼10月以降、マイナンバーの『通知カード』が、住民票の住所に簡易書留で届きます



ステップ2 ～個人番号カードの申請～

- ▼『個人番号カード交付申請書』に顔写真を貼り付けます
- ▼『返信用封筒』に入れてポストに投函してください
- ※『個人番号カード交付申請書』『返信用封筒』は、通知カードに同封されます
- ※町では、通知カードおよび個人番号カードの関連業務を『地方公共団体情報システム機構』に委任しています。返信用封筒の送付先は、『地方公共団体情報システム機構』となります



ステップ3 ～個人番号カード交付の通知～

- ▼申請された個人番号カードの交付準備が整い次第、平成28年1月以降に『交付通知書』が発送されます
- ▼指定された窓口にて、本人確認書類（運転免許証など）・通知カード・交付通知書を持参してください
- ※住民基本台帳カードをお持ちの方は、ご返却いただくようになりますので一緒にご持参ください



ステップ4 ～個人番号カードの交付～

- ▼指定された窓口にて『個人番号カード』を確認のうえ、暗証番号を設定していただきます
- ▼『個人番号カード』が交付されます



スマートフォンを利用した『WEB申請』もできます

- 1 スマートフォン等のカメラで顔写真を撮影してください
- 2 『交付申請書』に記載のQRコードを読み込み、申請用ホームページにアクセスしてください
- 3 表示されたページにある必要事項を入力し、顔写真データを添付してください
- 4 送信したら申請は完了です
- 5 その後の手続きは、上記『ステップ3』と同じです



問い合わせ

詳細については、町民課にお問い合わせください。

※町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000001795.html>) にも掲載しています

また、社会保障制度・税番号制度（マイナンバー制度）に関する詳細は、下記からもご確認いただけます。

- ▼マイナンバーコールセンター 平日：午前9時30分～午後5時30分 ※通話料がかかります

▽日本語：☎ 0570-20-0178 ▽外国語：☎ 0570-20-0291

- ▼マイナンバー・ポータルサイト（内閣官房のホームページ） <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>

スマート国勢調査！ 平成 27 年国勢調査を実施します

情報政策課 ☎888-1111 (297)

平成 27 年 10 月 1 日を調査期日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。今回の調査では皆さまの負担軽減・利便性の向上のためにインターネットでの回答が可能となります（今回は東京都でのみ試験的に実施）。町民の皆さまの調査へのご協力よろしく申し上げます。

調査方法が変わります

これまで、紙の調査票を提出していただくことにより調査を行っていましたが、今回の調査から、パソコン・スマートフォン・タブレットなどを利用したインターネットからの回答もできます。

■インターネットでの回答期間

9月10日(木)～20日(日)

パソコン・タブレット・スマートフォンで、いつでも、どこでも回答できます。インターネット回答期間中は、仮設庁舎 2 階の情報政策課にインターネット回答ブースを設置します。気軽にご利用ください。

※ 9 月 10 日(木) から調査員がインターネット回答用の書類を全世帯に配布します

■調査票での回答期間

10月1日(木)～7日(水)

インターネットからの回答がない世帯へ調査員が調査票をお配りします。紙の調査票は調査員に直接提出するか、郵送で提出してください。

※インターネットで回答いただいた世帯は紙の調査票に記入する必要はありませんので、その後の調査員の訪問はありません

『国勢調査』とは

国勢調査とは、『統計法』という法律に基づき実施される国の最も重要な統計調査です。日本に住んでいるすべての人や世帯を対象にした調査で、国内人口や世帯の実態を明らかにするために5年ごとに行われています。調査結果はさまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉・雇用政策・生活環境の整備・防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。



▲国勢調査のイメージキャラクター

調査員を装った『かたり調査』にご注意ください！！

- ▼調査員は、その身分を証明する『国勢調査員証』を携帯しています
- ▼国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません
- ▼調査票に記入していただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません
- ▼国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかに町情報政策課にお知らせください

国勢調査に関する Q&A

Q 住民基本台帳のデータがあるので国勢調査はなくても済むのではないですか？

A 住民基本台帳からもある程度人口の様子をとらえることができます。しかし、住民基本台帳では、住居を移してもすぐに届け出なかったり、住民登録を残したまま一人住まいで大学に通っている場合や単身赴任をしている場合など、届け出の状況が人によって異なります。また、住民基本台帳からは住宅の状況や仕事の状況などの実態は得られず、行政に必要な統計データが得られません。人口・世帯等についての現状を正確に把握するためには国勢調査を行う必要があります。

Q どうしても答えなければならないのですか？

A 調査票が提出されなかったり、正確な回答をいただけなかった場合、得られた統計が不正確なものとなってしまいます。そのようなことになれば、国勢調査の結果を利用して立案・実施されているさまざまな政策や将来計画が誤った方向に向かったり、行政の公平性や効率性が失われたりするおそれがあります。正確な統計に基づいて公正で効率的な行政を行うためには、日本に住むすべての人からの漏れのない正確な回答が必要です。このため国勢調査では、すべての皆さまに回答していただくこととしています。

Q インターネットで回答する場合、所要時間はどれくらいですか？

A 単身世帯で10分、4人世帯で20分程度です。

Q インターネット回答ではどのようなセキュリティ対策を行っていますか？

A 回答を送信する機器からの通信はすべて暗号化されています。また、不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので回答データは厳重に守られます。

Q 国勢調査の結果は、いつどのように公表されますか？

A 全国・都道府県・市区町村の別の人口・世帯数の速報結果は、平成28年2月に公表されます。その後、年齢別人口、世帯状況などの都道府県・市区町村別の詳しい統計が都道府県ごとに順次公表されます。調査結果は、総務省統計局のホームページでご覧になれるほか、これらの結果を取りまとめた報告書は都道府県・市区町村や全国各地の主要な図書館に送付され、どなたでも利用することができます。

■ 国勢調査については『国勢調査2015キャンペーンサイト』をご覧ください

<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

高齢者の交通事故防止

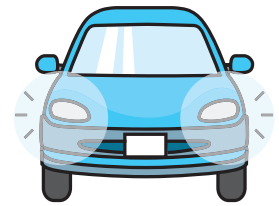
交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

交通事故防止は交通ルールの遵守、正しい交通マナーの徹底からです。皆さん一人ひとりが交通安全を徹底し、安全安心な街づくりを実現しましょう。

■午後4時～6時の薄暮時注意！

9月は、8月に比べて日没時間が40分以上も早まり、日没後は急速に暗くなります。白っぽい服装や反射材などを身に付けて目立つ工夫をしましょう。

ドライバーは早めのライト点灯、ハイビームへの切替え等で事故を未然に防止しましょう。



■道路横断時に注意！

死亡事故は、交差点や道路横断中に多発しています。横断する際は、一時停止と安全確認を確実に行いましょう。

■自宅近くに注意！

自宅から1キロメートル以内で事故に遭う割合が高くなっています。通り慣れた道でも注意しましょう。

■脇見運転等注意！



高齢運転者の主な事故原因としては『相手の車、信号、標識など見落とし』『相手の速度を間違えて認識』『気づいてから行動するまでに時間がかかる』などです。

運転時は『十分な車間距離を保つ』『交差点では必ず停止線の前で一時停止し、左右の安全確認をしてから進む』『ブレーキやハンドルの的確な操作』など事故防止に努めましょう。

9月は交通事故防止、特に高齢者における交通事故防止を強く推進する月となっています！

9月1日～20日 高齢者の交通事故防止強調運動実施期間

9月21日～30日 秋の全国交通安全運動期間

県交通安全キャラバン隊メッセージ伝達式が行われました

7月24日(金)に町民体育館において、県交通安全キャラバン隊によるメッセージ伝達式が行われました。

県交通対策協議会長である橋本昌県知事から託されたメッセージを、県交通安全母の会連合会の神戸会長から天田町長に伝達されました。

伝達式には、町シルバークラブ連合会等から多くの皆さんにご参加いただき、中郷保育所さくら組による歓迎セレモニーが行われるなど、盛大にとり行われました。



▲メッセージ伝達式の様子



▲歓迎セレモニーの様子



▲キャラバン隊から園児に記念品の贈呈

子育てを応援します



みなさん、こんにちは。

まだまだ残暑の厳しい毎日が続いていますが、空が高く感じられたり、赤トンボが飛んできたりと、少しずつ秋の気配も感じられるようになってきました。

今回の子育てシリーズは、先月に引き続き『子ども達の遊び』についてお届けします。

ふれあい遊び

親子のスキンシップを中心とした『ふれあい遊び』は、乳児期の遊びと思われがちですが、4～5歳頃の幼児期でも十分に楽しめる活動です。

「おせんべやけたかな」「ちゃちゃつぼ」「おてらのおしろうさん」などのちょっと難しいと思われる遊びも親子で繰り返し遊ぶことで楽しさを実感することができるでしょう。また「アルプス一万尺」なども歌うスピードを変えながら楽しむこともできるようになります。

親子のふれあいはもちろん、年齢が大きくなると友達とのふれあいも楽しいと感じるようになります。人の温かさや一緒にいる安心感を感じながら、ふれあい遊びを楽しんでみてください。



なりきって遊ぶ

お店屋さんごっこやままごと遊びなど、子どもは『ごっこ遊び』が大好きです。身近な大人の姿をまねしながらごっこ遊びを楽しんでいます。ままごと遊びは、まだ言葉で伝えあう事が難しい年齢の子どもも「どうぞ」「どうも」の仕草でのまねっこを十分に楽しむことができます。また、布や毛糸、折り紙や空き容器などがご家庭にあるときは、子どもの身近においてみるとエプロンや食べ物、食器にみたくて、イメージを膨らませながら遊ぶことができますね。

ごっこ遊びの中で子どもの会話ややりとりを耳を澄ましてみてください。お店屋さんやお母さんなどの役になりきって、まるで本物のようにやりとりする子どもの姿が見られるかもしれませんね。



手作り玩具で遊ぼう

ものあふれる時代、ご家庭にある段ボール箱やお菓子の空き箱などの身近な素材を使って、手作り玩具でぬくもりある遊びに挑戦してみたいはかがでしようか。

手作り玩具は難しいと思いがちですが、子どもは遊びの名人です。身近なものが楽しい玩具になります。

▼新聞紙 心ゆくまで破って遊んだ後は丸めてボールやゴムをつけてヨーヨー

▼牛乳パック 5～7cmの高さに切り、ひもと丸めた新聞紙をつけてけん玉

▼ペットボトル ボタンやビーズを入れてマラカス
できるまでの過程も親子で作ると楽しい時間になります。ぜひ挑戦してみてください。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

不妊治療費助成事業

不妊治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため治療費の一部を助成します



健康づくり課健康推進係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

県不妊治療費助成事業

県は、体外受精・顕微授精を受けた人（平成27年度内に治療が終了した人）に治療費の一部を助成します。

▼内容

これまでの助成歴	年齢	平成27年度の助成回数	助成限度額
今年度初めて申請する人 または平成26年度に 初めて助成を受けた人	39歳まで	通算6回まで（年間助成回数制限なし）	1回の治療につき 15万円（一部の 治療については 7万5千円）まで
	40歳以上	年度2回まで（初年度3回まで）	
平成25年度以前に 助成を受けた人	年齢制限なし	年度2回まで・通算5年度・通算10回まで	

※年齢は、新規（1回目）に助成を受けた際の治療開始日の妻の年齢です。年齢は誕生日を基準とします

※平成28年度からは、通算助成回数に満たない場合であっても、43歳以降に開始した治療は助成対象になりません

▼対象 次のすべての要件に該当している人

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれか一方が県内に住所を有する
- ② 夫および妻の前年の所得の合計額が730万円未満である（詳細は下記へご確認ください）
- ③ 県が指定する医療機関において実施した治療である

▼申請方法 治療・支払いの後に、保健所に必要書類を添えて治療終了日から起算して60日以内に申請する（まずは所得要件や申請書類などの確認のため、申請前に必ず下記までご相談ください）

▼必要書類

- ▼県不妊治療費補助金交付申請書
- ▼医療機関発行の領収書
- ▼夫および妻の所得（課税）証明書（控除の記載があるもの）各1通
- ▼県不妊治療費助成事業受診等証明書
- ▼住民票謄本（交付日から3か月以内のもの）

▼問い合わせ 土浦保健所健康増進課 ☎821-5398

町不妊治療費助成事業

県の不妊治療費補助金交付を受けた人で、体外受精・顕微授精の治療費が県の補助金額を超えているものに対し、さらに町からも治療費の一部を助成します。

▼内容 県不妊治療費助成事業の助成回数に準じて、1回の治療につき5万円（一部の治療については2万5千円）まで助成します

▼対象 次のすべての要件に該当している人

- ① 県不妊治療費助成事業補助金の交付を受け、さらに治療費がそれを上回っているもの
- ② 法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれか一方が治療の終了日において町内に住所を有する

▼申請方法 県の不妊治療費補助金交付決定を受けた後、県の決定通知日から60日以内に必要書類を持参のうえ健康づくり課に申請する

▼必要書類

- ▼町不妊治療費助成事業補助金交付申請書（健康づくり課窓口で受け取る）
- ▼県不妊治療費補助金交付決定および額の確定通知書の写し
- ▼県不妊治療費助成事業受診等証明書の写し（県に提出前に複写をとっておく）
- ▼住民票謄本の写し ※同一年度内2回目以降の申請の場合は、身分証明書の写しでも可
- ▼医療機関発行の領収書（原本を提出していただき、確認後返却）

▼問い合わせ 健康づくり課保健予防係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 27年度・第2回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



9月は高齢者向け悪質商法・二セ電話詐欺被害防止キャンペーン月間です

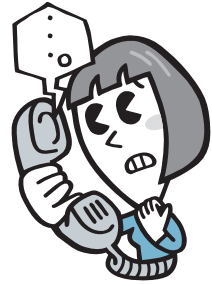
悪質商法や二セ電話詐欺による高齢者の被害が毎日のように報道されています。9月は県内の関係機関が連携して、悪質商法や二セ電話詐欺から高齢者を守る啓発事業を実施しています。悪質業者は、訴訟や財産差押え、個人情報の流出などの言葉を使って高齢者を不安な気持ちにさせ貴重な財産をだましとろうとしています。事例を紹介します。

●事例

突然民事訴訟の通達のご確認というはがきが届いた。料金の不払いがあり、このまま放置すると最終手段として裁判所による財産差押えを行うとの内容だった。異議がある場合は下記番号に連絡するようとの記載があった。身に覚えはない。

●アドバイス

民事訴訟や財産差押えなどの言葉に驚いて記載の番号に電話をしてしまいがちです。身に覚えのない請求に対しては連絡せず無視するようにしましょう。



●事例

国民生活センターを名乗る男性から「あなたの個人情報が3社に流出している。詐欺にあう危険性があるので削除してあげる。削除するには代理人が必要なのでボランティア団体に代理人を頼んだ。」との電話があった。

●アドバイス

国民生活センター等の公的機関がこのような電話をすることはありません。話を聞いてしまうと、さまざまな理由をつけて金銭を要求してくることもあります。不審な電話はすぐに切るようにしましょう。



～情報提供のお願い～



消費生活センターでは皆さまに情報提供のお願いをしています。不審な電話があった、心当たりのない請求メールが届いた、断ったのにしつこく勧誘されたなどの情報をお寄せください。情報提供の積み重ねが消費者被害の未然防止につながります。ぜひ、下記の町消費生活センターまでご連絡ください。

問い合わせ: ▼町消費生活センター ☎888-1871 (ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前9時～午後4時) ▼商工観光課 ☎888-1111 (172)

国民健康保険で・・・

こんな給付が 受けられます

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

出産育児一時金

国保の被保険者が出産したときに支給されます。妊娠12週以降であれば、死産・流産でも支給されます。

支給額

原則42万円となります。ただし、妊娠22週未満での出産および産科医療保障制度(※1)加入医療機関等以外での出産の場合は40万4千円です。

※1 産科医療保障制度：出産に関連して脳性まひとなつた子・家族の経済的負担を補償する制度。詳しくは出産予定の医療機関等へお問い合わせください

直接支払制度

出産育児一時金が原則として町国保から医療機関等に直接支払われる制度です。利用される人は、出産予定の医療機関等でご確認ください(役場では直接支払制度の申請ができません)。

- 出産費用が42万円(※2)を超えた場合の差額は、退院時に医療機関等へお支払いください
- 出産費用が42万円(※2)未満

満の場合の差額は、出産後に町国保へ請求してください(①医療機関等で交付される領収明細書②印鑑③世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの④医療機関等で交付される直接支払制度利用の合意書—を持参)

支給額

● 直接支払制度を希望されない場合は、出産後に町国保へ請求してください(右記①②③、医療機関等で交付される直接支払制度を利用しない旨の合意書を持参)

※2 妊娠22週未満での出産および産科医療保障制度加入医療機関等以外での出産の場合は40万4千円

葬祭費

国保の被保険者が亡くなったとき、その葬祭を行った人に支給されます。

- 支給額：5万円

申請に必要なもの

亡くなった人の保険証・喪主の金融機関の口座番号がわかるもの・会葬礼状など(喪主を確認するため)・印鑑

入院時の食事代

● 国保の被保険者が入院中のとき、一食の食事にかかる費用の一部(左表の入院時の食事にかかる標準負担額)を負担するだけで、残りを入院時食事療養費として国保が負担します。

- 1日の標準負担額は、3食に相当する額が限度となります
- 住民税非課税世帯の人は

入院時の食事にかかる標準負担額 (1食あたり)

一般(下記以外の人)	260円	
住民税非課税世帯および低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院(過去12か月の入院日数) ※3	160円
低所得者Ⅰ	100円	

- ▼ 低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人(低所得者Ⅰ以外の人)
- ▼ 低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する人

※3 90日を超えた時点でも申請が必要となります

訪問看護療養費

● 「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「標準負担額減額認定証」が必要で、国保年金課窓口申請してください

● 入院時の食事代は高額療養費の支給対象外です

● 居室で医療を受ける必要があり医師が認めた人が、訪問看護ステーションなどを利用したときは、費用の一部(自己負担割合1/3割は年齢や所得により異なる)を支払うだけで、残りは国保が負担します。

ご存じですか？ 医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (134・135)

町に住所があり、各種健康保険に加入していて、左記の対象になる人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。本人、配偶者または扶養義務者について所得制限があり(小児を除く)、基準を超えた人は対象から除かれます。また、生活保護を受けている人も対象外です。
※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含まれます

※住民税課税証明書等は「総所得・扶養人数・所得控除」の記載されたものです。対象者により必要な年度が異なりますので、係までお問い合わせください

中学3年生までの人は、医療機関の窓口で支払った外来および入院自己負担金を町が独自に助成します。外来自己負担金が600円未満の場合には、外来自己負担金支給の申請をしてください。

■対象となる人

●小児

▼0歳～中学3年生

●重度心身障害者

▼身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人

▼心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる

▼ト免疫または肝臓の機能障害により、身体障害者手帳3級の交付を受けている人

▼療育手帳(判定A以上)の交付を受けている人

▼療育手帳(判定B)および身体障害者手帳3級の両方の交付を受けている人

▼障害基礎年金1級に該当する障害年金を受給している人

▼(65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療制度への加入が要件となります)

●母子(父子)家庭

▼配偶者のいない女性(男性)とその子(現に監護している場合のみ。子の18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで。子が障害児または高

校在学中の場合は20歳未満)

●妊産婦

▼母子保健法に基づく妊娠の届出をした人(妊娠届出月の初日から出産月の翌月の末日まで)

■マル福の申請

国保年金課窓口へ左記のものを持参し、申請してください。該当の場合には、マル福受給者証を交付します。なお、年に1回更新があります(妊産婦を除く)。

●持参するもの

▼健康保険証
▼印鑑
▼中学3年生までの人は保護者の金融機関の口座番号のわかるもの
▼重度心身障害者に該当の人は身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書
▼妊産婦に該当の人は母子健康手帳・妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの
▼転入等により、町で所得の確認ができない人は所得のわかる証明書(住民税課税証明書等)

■県内の病院にかかる場合は

健康保険証等とマル福受給者証を医療機関等の窓口に提示してください。中学生で白色と黄色の受給者証を2枚交付された人は、入院の際は白色の受給者証(入院のみ有効)と記載されたものを、外来の際は黄色の受給者証(外来のみ有効)と記載されたものを提示してください。

●窓口での自己負担
▼外来診療の場合：一つの医療機関につき1日600円、月2回を限度に自己負担となります。なお、保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません

●入院の場合：1日300円、月3000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります

●重度心身障害者のマル福に該当する人は、マル福の自己負担金はありませ

●県外の病院にかかる場合は
マル福受給者証は、県外の診療には使用できません。県外で診療を受けたときや受給者証を提示しないで診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日、指定口座に振り込みます。

マル福受給者証の申請や医療福祉費支給の手続き方法は、該当するマル福の種類によって異なります。詳しくは、係までお問い合わせください。

※小児マル福の一部に、防衛省からの特定防衛施設周辺整備調整交付金が活用されています



年金を受ける時はお忘れなく 老齢基礎年金の 裁定請求手続き

国民年金

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

●年金ごとの請求書提出先

加入年金制度		請求書提出先
国民年金	第1号被保険者期間のみ	国保年金課
	第3号被保険者期間がある	土浦年金事務所
厚生年金のみ		最後に勤務した会社の管轄年金事務所
共済年金のみ		加入していた共済組合
国民年金基金・厚生年金基金		それぞれ加入していた基金

●2つ以上の制度に加入していた場合の請求書提出先

加入年金制度		請求書提出先
国民年金と厚生年金	最終が国民年金	土浦年金事務所
	最終が厚生年金	最後に勤務した会社の管轄年金事務所
国民年金と共済組合		土浦年金事務所および加入していた共済組合
厚生年金と共済組合	最終が厚生年金	最後に勤務した会社の管轄年金事務所および加入していた共済組合
	最終が共済組合	土浦年金事務所および加入していた共済組合
国民年金と厚生年金と共済組合	最終が厚生年金	最後に勤務した会社の管轄年金事務所および加入していた共済組合
	最終が国民年金または共済組合	土浦年金事務所および加入していた共済組合

年金は、受けられる資格があっても自動的に支払われるものではなく、自分で年金を受けるための手続き（裁定請求）をしなければなりません。
この手続きは、加入していた年金の種類によって請求書の提出先が異なりますので、ご注意ください（左表参照）。

手続方法等

●特別支給の老齢厚生（退職共済）年金を受給している人は、65歳になる誕生月（1月生まれの場合は前月）に、日本年金機構から『裁定請求書』（はがき）が送付されますので、そのはがきを返送することで老齢基礎年金の請求となります

●老齢基礎年金は、60～64歳の間に期間を繰り上げて請求することができます（65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯減額支給）。また、66歳～70歳の間に期間を繰り下げて請求することもできます（65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯増額支給）

●裁定請求する際の添付書類は、請求者ごとに異なりますので、事前に問い合わせください

詳しくは国保年金課または土浦年金事務所お客様相談室（☎82417169）まで

「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください！！

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとしたり、『流出した個人情報削除してあげる』と持ちかけ、皆さまをだまそうとする犯罪が発生しています。

ご自分の情報が流出しているのかご心配の方は、下記専用電話相談窓口または、お近くの年金事務所へご相談ください。

問合せ：▼不正アクセス専用コールセンター ☎0120-818211
（フリーダイヤル／平日および土日の午前8時30分～午後9時）

男女共同参画社会の 実現にむけて



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

共に創ろう!! 一人ひとり輝く くらしや地域

町民活動推進課男女共同参画室 ☎888-1111 (271)

町男女共同参画センターの愛称が「AMI ふらっとセンター」に決定しました!

町では、皆さまからより親しまれる町男女共同参画センターになるよう、愛称を募集したところ町内外から31点の応募がありました。この中から、松原一郎さん(新潟県新潟市在住)の作品が選ばれ、同センターの愛称が『AMI ふらっとセンター』に決定しました。たくさんのご応募をいただき、ありがとうございました。

この愛称には『男女間での格差がなくなり、平らな横一線(FLAT:ふらっと)な町になるように』という意味が込められています。

同センターは、男女共同参画社会の実現に向けた推進活動の拠点施設です。どうぞ、お気軽にご利用ください。皆さまのお越しをお待ちしております。

講演会『楽しく男女(みんな)で学ぼう! 認知症・介護~いざという時のために~』開催

あなたのご家族が認知症になったときや、介護が必要になったときにどうしたらよいか、すぐに役立つ認知症ケアと介護保険制度について学んでみませんか?

- ▼日 時:9月26日(土) 午後1時30分~3時
- ▼場 所:本郷ふれあいセンター
- ▼講 師:元 NHK アナウンサー 小倉洋子氏(ケアマネージャー・介護保険認定調査員)
- ▼定 員:300人
- ▼そ の 他:参加料無料。事前申込不要(当日直接お越しください)
- ▼問 合 せ:町男女共同参画センター ☎896-3181

平成27年度第1回男女共同参画社会推進会議を開催しました



6月30日(火)、町役場において第1回男女共同参画社会推進会議が開催されました。一般公募の町民・各種団体の代表者・学識経験者等14人から構成される委員が、男女共同参画の視点で今年度の事業計画に関する以下のテーマについて話し合いました。

- ▼町民との連携協力
- ▼男女共同参画センターの積極的な活用
- ▼第3次男女共同参画プランの策定準備

タウンAMI女性の会が救急救命講習会を開催しました

7月7日(火)、阿見消防署において、救急救命講習会を開催しました。

阿見消防署で行われている応急処置技能認定講習で、消防署員が指導し認定する公的資格の一つです。今回の3時間の講習に16人が参加し、成人の心肺蘇生法と簡易応急手当を受講しました。

『もしも、あなたの大切な家族が、友人が目の前で倒れたら』
119番して救急車が到着するまで(全国平均8分)
あなたしかできないことがあります…



▲救急救命講習会の様子

花ひらくまち 推進事業

町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

国道 125 号バイパス沿いでコスモスの種まき作業を実施しました

花ひらくまち推進委員会では7月12日(日)、町内の企業や施設などにご協力いただき、「花ひらくまち推進事業」の一環であるコスモスの種まき作業を、国道125号バイパス沿いで実施しました。

連日の天候不順で例年より実施が遅れましたが、当日は子どもたちを含めて参加者が85人にのぼり、皆さんのおかげで無事に今年もコスモスの種まきを終わることができました。毎年9月ごろにはコスモスが見ごろとなりますので、皆さん楽しみにしてください。



◀▲種まき作業の様子

環境美化活動のボランティアに参加しませんか

年1回のコスモス種まき作業(7月ごろ)、年3回の清掃作業(5月・8月・2月ごろ)を行っています。いずれも作業場所は国道125号バイパス沿い(島津交差点から阿見橋まで)、午前8時半より2時間程度の作業となります。

実施当日の飛び入り参加も大歓迎ですので、ご家族やご友人をお誘い合わせのうえご参加ください。



▲2月の清掃作業の様子



▲5月の清掃作業の様子

●「花ひらくまち推進事業」とは？

花づくりを通して「こころのふれあうふるさとづくり」を推進するため、ボランティアの皆さんが「花ひらくまち推進委員会」をつくり、「茨城県道路里親制度」の助成や協力団体の支援を受けながら活動を続けています。

現在では、この事業に賛同いただいた「(公社)阿見町シルバー人材センター」、「キヤノン(株)阿見事業所」、「グループホームつくし」、「ツムラ労働組合茨城支部」の皆さんとともに活動しています。

この「花ひらくまち推進事業」には、活動に賛同してくださる人であれば、組織・個人を問わずどなたでもご参加いただけます。詳細は、花ひらくまち推進委員会事務局(役場町民活動推進課内 ☎888-1111 [272])までお気軽にお問い合わせください。



9月1日は
『霞ヶ浦の日』

泳げる霞ヶ浦を 取り戻すために

環境政策課 ☎888-1111 (116)

泳げる霞ヶ浦を目指して

霞ヶ浦は、琵琶湖に次いで日本で2番目に大きい湖です。流域面積においては、茨城県全体の約3分の1の面積を占め、湖の周囲には田園地帯が広がり、西方には筑波山がそびえるなど美しい景観が広がっています。

県と霞ヶ浦の周辺市町村では「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」により、「泳げる霞ヶ浦・遊べる河川」の実現に向け取り組みながら、霞ヶ浦の湖水浴場が賑わっていた昭和40年代前半の水質(COD5mg/L 台前半)を平成32年度に達成できるよう目指しています。



▲湖水浴客で賑わう掛馬水泳場(昭和40年代)

私たちにできる霞ヶ浦浄化対策10ヶ条(概略)

- 1 台所には、目の細かいストレーナーなどを使いましょう
- 2 天ぷらなどの油は、使い切った後固めたりして、ごみとして出しましょう。また、リサイクル回収をすすめましょう
- 3 食器は、少量の洗剤で洗ったり、アクリルたわしを利用して洗いましょう
- 4 台所の調理くずは、コンポストなどで堆肥にしましょう
- 5 お風呂の残り湯は、有効に使いましょう
- 6 水路や側溝などを定期的に清掃しましょう
- 7 川や湖にごみを捨てないようにしましょう
- 8 庭木・草花・菜園などへの肥料や農薬は使い過ぎないようにしましょう
- 9 下水道への接続や高度処理型浄化槽を設置しましょう
- 10 浄化槽は、定期的に点検・清掃・検査をしましょう

●霞ヶ浦のCOD年間平均値

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全水域平均	9.5	8.7	8.2	7.8	6.8	7.0

●COD(化学的酸素要求量)とは

水中の有機物(汚れ)の量を表し、数値が高いほど有機物の量が多いということになります。

●COD数値の目安

COD値(mg/L)	評価の目安	
0～2未満	きれい	1以下でヤマメ・イワナがすめる
2～5未満	比較的きれい	3以下でサケ・アユがすめる
5～10未満	やや汚れている	コイ・フナがすめる
10以上	汚れている	下水・汚水

動物愛護の推進

▼ペットは家族の一員として、愛情を持って最後まで面倒をみましょう

国では、9月20日から26日までを「動物愛護週間」としています。また、県では、動物愛護の啓発強化を図るため、9月を「動物愛護月間」としています。

平成26年度における、町から県動物指導センターに引き渡された犬の頭数は県内で1番少なく、猫は県内で6番目に少ない数となっています。

▼町内で保護された犬・猫の里親会を開催しています

町動物愛護協議会では、町内のNPO法人と協力して、今年度の里親会を計5回開催し、飼い主のいない子猫28匹のうち12匹に新しい家族が見つかりました。

当協議会では処分される動物を一匹でも減らし、人と動物が共生することができる地域社会づくりを進めています。



▲犬・猫の里親会の様子

お知らせ ※詳しくは、町環境政策課へお問い合わせください

- 1 町動物愛護協議会では、協力会員を募集しています
- 2 不幸な命を減らすため、飼養する犬および猫の不妊去勢手術を受けましょう。町の費用補助制度があります
- 3 動物を捨てることは犯罪です。町では、動物の遺棄事件を発見した場合は警察に通報しています

民生委員児童委員協議会だより



民生委員の
マーク

民生委員児童委員協議会

会長 伊藤 清悦



私たち町の民生委員・児童委員および主任児童委員77人が活動するうえで重要な書類のひとつに福祉票があります。

この福祉票は11に区分され、その項目に基づいて私たちは日々活動しています。

77人で組織しています阿見町民生委員・児童委員協議会の年間行事として、5月にはすべての委員の「福祉票」の確認・集計が行われます。今年の福祉票の合計件数は1764件で、昨年とほぼ同数ですが、「ひとりぐらし高齢者福祉票」が581件と全体の3分の1となり、昨年より31件増えています。これを見ましても、町の高齢化が進み、ひとりぐらし高齢者が毎年増加していることがわかります。

しかし、この福祉票は個人情報ということで、母子・父子世帯や、障がい者の人で民生委員に連絡のない人もあり、1764件が町の

すべての福祉票にはなっていません。

民生委員のなかで、1人で55件の福祉票を持つて活動している委員を筆頭に、40件以上が5人、30件以上が15人と、各地域で多くの対象者の皆さんと関わって活動していることが読み取れます。

民生委員児童委員信条に「わたしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。」とあり、これからも対象者の皆さんが、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携し、地域の皆さんと協働して務めてまいります。

今後皆様さまのご協力をよろしくお願い致します。

◀全体定例会の様子



副会長(阿見中地区担当)

野呂 薫



昭和39年6月に発生した新潟地震から50年が過ぎ、人々の記憶が薄れ始め、以後、雲仙普賢岳の火砕流、阪神淡路大震災、また東日本大震災と大きな災害が続くなか、最近では、御嶽山噴火や口永良部島新岳の噴火では全島避難が余儀なくされ島民には不便な生活が続いており、早く元の生活に戻りたいと願うことは誰しも同じではないかと思われ、特に高齢者にとっては住み慣れた土地で安心して暮らせる生活支援が最も優先されるのではないかと考えます。

「天災は忘れた頃にやってくる」という警句は、もはや「天災は忘れぬうちにやってくる」といった状況であり、毎年どこかで台風・豪雨・豪雪をはじめ地震・土砂崩れ・火災噴火とそれぞれに規模が大きくなっており、幸いにも町では大きな自然災害には見舞われておりませんが「油断大敵」今一度、生活環境を

見直し災害時に備え、危険箇所・避難経路等の確認が必要ではないでしょうか。

私たち民生委員・児童委員は、地域の皆さんや自主防災等の委員と一体となり生活弱者の把握に努め、関係機関に對するつなぎ役として活動を進めていかなければと考えるようになります。地域での生活はさまざまに人々や多くの社会サービスで成り立っており、幅広い関係者の協力が必要です。地域福祉の目標は地域において助け合える仕組みづくりが大切ではないかと思えます。

これからも一人ひとりに寄り添いながら、それぞれに抱える課題に即した活動を続けていければと思っております。

◀阿見中地区定例会の様子



副会長（朝日中地区担当）

藤平 勇雄



私は、一昨年の6月の「朝のあいさつ声かけ運動」を本郷小学校において実施したのをきっかけに、自宅近くのT字路で朝・夕の登下校の際、子どもたちに、あいさつと交通整理を行っております。

当時の新一年生のカバンがずいぶん大きく見えたのですが、今や三年生となり、身体も大きく成長し、歩く姿も声も大きくたくましく感じられます。

朝のあいさつ声かけ運動の様子（君原小学校）



当初は、ほとんどの子どもたちは、見知らぬ「おじさん」というだけで戸惑いもあったようでしたが、月日を重ねるうちに表情も徐々に和らぎ、元氣よく「おはようございます」と返してくるようになり、私も手応えを感じるようになりました。

今では、運動会や他の学校行事に出席した際に子供たちと出会うと「こんにちは！」と元気に「今日は何で学校に来たの」と気軽に声を掛けてくれるようになりました。

このようなことは、民生委員・児童委員の活動全般に照らし合わせれば、ささやかなことと思いますが、この小さな積み重ねが私たちの仕事に通じることではないのかなと、改めて思い知りました。

私は今後の日常の活動にあつては、この心構えを忘れずに、一人でも多くの皆さまに微力ではありますが、役に立てる民生委員・児童委員であるように、努めていきたいと思えます。

朝日中地区定例会の様子



副会長（竹来中地区担当）

佐藤 勲



私たち民生委員・児童委員としての原点は、民生委員法第1条にあり「民生委員は常に住民の立場に立って相談に応じ及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と規定されています。

民生委員が受け持っている地域住民の抱える課題をよく聞き、その人の立場に立ち、より良い生活を続けられるよ

うに側面より支えることが大事な所だ！と思われれます。経済格差が広がるなかで、民生委員・児童委員が常に生活状態を必要に応じて適切に把握をし、自身でシグナルを發せない人に対応することです。担当地域で問題に対する素早い対応が大事です。

また、民生委員法第14条第1項第2号に「援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。」とあるように、相談者のお話を良く聴いてあげ、信頼を得ることです。

民生委員は具体的に必要な情報を収集し、行政の窓口を利用できるようにすること、

また必要に応じて早急に専門機関と相談することが大切です。民生委員の力だけでは微力ですが、そこで福祉推進員（区長）や地域ボランティア（区長）や地域ボランティア（区長）とご近所力を發揮し、地域の問題解決に繋がれば、大変すばらしい町になります。

また、民生委員が適切に情報を把握し対応する。そして継続をすることが大切です。

竹来中地区定例会の様子



●このような活動をしています

民生委員・児童委員は、地域福祉の増進を図るため、協力活動および相談・指導を行っております。また、相談内容の秘密は硬く守られます。安心してご相談ください。

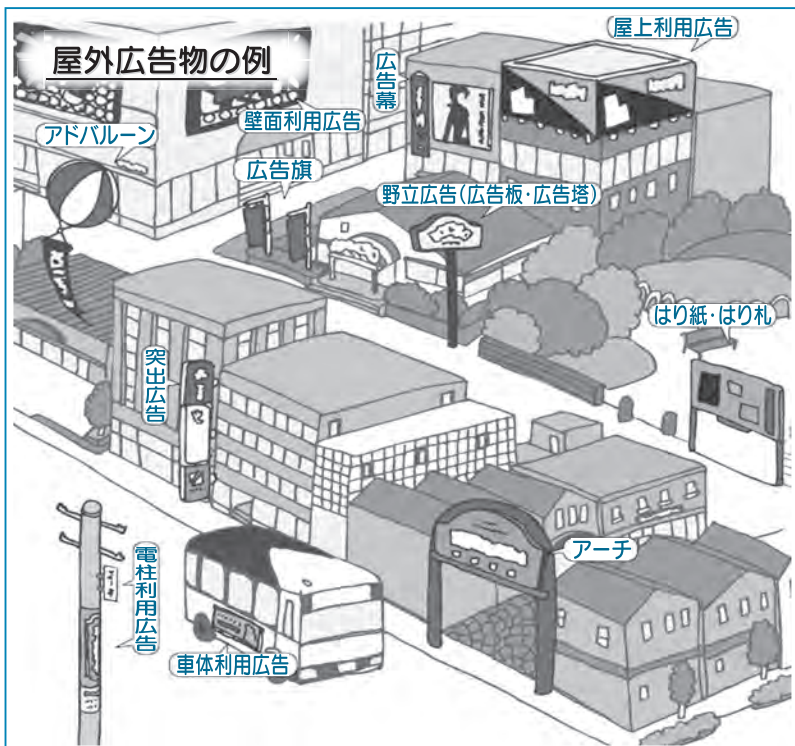
◀小美玉市小川民生委員児童委員協議会との交流会の様子



屋外広告物の表示には許可が必要です！

～まちの良好な景観のために～

都市計画課計画係 ☎888-1111 (233・234)



屋外広告物とは？

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。
具体的には次のようなものがあります。

- ▼ 屋上利用広告
- ▼ 広告幕
- ▼ 野立広告(広告板・広告塔)
- ▼ 壁面利用広告
- ▼ 広告旗
- ▼ アドバルーン
- ▼ はり紙・はり札
- ▼ アーチ
- ▼ 突出広告
- ▼ 車体利用広告
- ▼ 電柱利用広告

屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物の許可手続

屋外広告物を表示するときには、景観に配慮するとともに公衆への危害を防止するため、原則として、表示しようとする日の30日前までに町長の許可が必要です。また、広告物の表示内容を変更する場合にも許可が必要です。

- ▼ 農地に表示する場合：農地転用許可(農地法)
— など

許可期間

屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。

- ▼ はり札、電柱巻立広告等：1年以内
- ▼ 広告板、広告塔、照明広告、電光ニュース・ビジュアルボード、近隣店舗等案内広告等：3年以内
— など

※屋外広告物の適正な表示の確保や広告物による事故防止のため、これらの広告物の表示には管理者を定めることが必要です(管理者になれる人：屋外広告業の登録を受けた人・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者など)

許可手数料

- ▼ 広告板：1枚につき3平方メートルごとに750円
- ▼ 照明広告：1基につき3平方メートルごとに800円
- ▼ 近隣店舗等案内広告：1枚ごとに800円
— など

そのほかの手続

- 屋外広告物の許可申請手続と合わせて他法令に基づく許可などが必要な場合があります。
- ▼ 他人の土地・物件等に表示する場合：所有者や管理者などの同意
- ▼ 工作物の高さが4mを超える場合：確認申請(建築基準法)
- ▼ 道路に表示する場合：道路占用許可(道路法)

- 許可申請に必要な書類
- ▼ 許可申請書
- ▼ 広告物の仕様書・設計図
- ▼ 設置場所付近の見取図・カラー写真
- ▼ 管理者の資格証明書等
- ▼ 許可手数料

■屋外広告物の更新手続

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、許可期間の2週間前までに更新手続きが必要です。

●更新許可申請に必要な書類

- ▼更新許可申請書
- ▼広告物自己点検書
- ▼広告物等のカラー写真(3か月以内に撮影したもの)
- ▼許可手数料

■屋外広告物に対する規制

県屋外広告物条例では、**1** 良好な景観の形成 **2** 風致の維持 **3** 公衆に対する危害の防止 — これらの目的から、屋外広告物に対して規制を行っています。

●禁止物件

次に掲げる物件には、原則として屋外広告物を表示することができません(はり紙・はり札・立看板などの表示を禁止)。

- ▼電柱
- ▼街灯柱
- ▼街路樹
- ▼信号機
- ▼道路標識
- ▼ガードレール
- ▼歩道橋
- ▼道路の分離帯

- ▼カーブミラー
- ▼パーキングメーター
- ▼郵便ポスト
- ▼電話ボックス
- ▼道路の路面 — など

●禁止地域

次に挙げる、美しい自然景観や良好な街並み・特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域、屋外広告物を表示することが好ましくない場所などを禁止地域に定めています。

- ▼第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域
- ▼道路・鉄道などから展望できる地域で、敷地境界から一定の区域 **1** 首都圏中央連

- 絡自動車道: 500m 以内
- 2** 東日本旅客鉄道: 100m 以内、国道 125号: 50m 以内、県道: 5m 以内 (ただし、第一種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域は禁止地域から除外、電柱利用

広告には許可を受けて表示可) **3** 信号機または道路標識から半径 10m 以内の区域 — など

●適用除外

私たちの社会生活を営むうえで最小限必要な広告物など

については、規制のうち一定の事項を適用しないとする、『適用除外』を定めています。

- ▼自家広告物: 自己の氏名・店名・事業内容などを、自己の住所・事業所・営業所などに表示する広告物で、広告物の合計面積が、禁止地域の場合 5㎡以下、許可地域の場合 10㎡以下のもは許可が不要
- ▼近隣店舗等案内広告: 店舗等が主要な道路に面しておらず、案内広告の設置がやむを得ないと認められる広告物で、店舗から半径 10km 以内の範囲、かつ、信号および道路標識から 5m 以上離す等の基準を満たすものは、禁止地域でも許可を受けて表示が可能 — など

■違反に対する措置・罰則
条例または規則に違反する屋外広告物(違反広告物)を表示すると、勧告・公表・是正命令などの措置を受けます。

●簡易除却

違反広告物のうち簡易なもの(はり紙・はり札・立看板・広告旗)は、町が直接除却を行うことができます。

●罰則

- ▼登録を受けずに屋外広告業を営んだときなど: 懲役刑(最高2年)または罰金刑(最高100万円)
- ▼禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき、違反に対する措置命令に従わなかったときなど: 罰金刑(最高100万円)

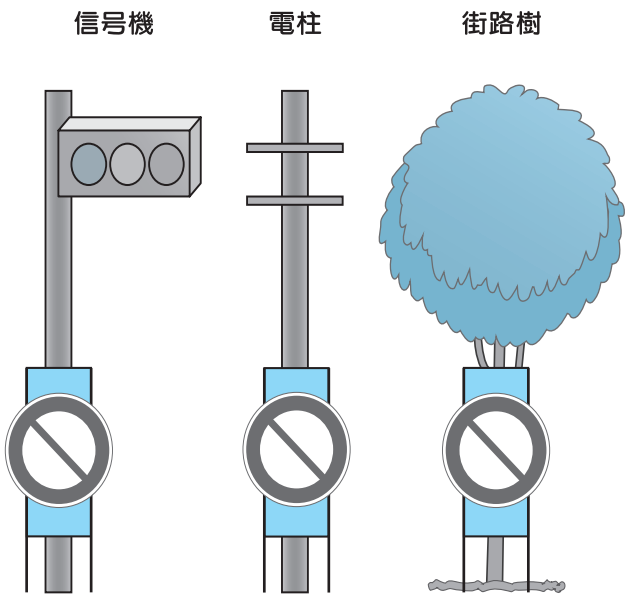
■屋外広告業の適正な表示のために

●広告主・土地所有者などの責務

屋外広告物の広告主・土地の所有者には、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求められています。

▼禁止物件の例

これらの物件に、はり紙や立看板などの屋外広告物を表示することは禁止されています。



許可申請書等は町ホームページからダウンロードできます。
▼ホームページ
<http://www.town.ami.lg.jp/0000000994.html>

町村合併 60 周年記念特別寄稿



町村合併 60 周年を迎えて

住吉 田村 敏博



昭和30年(1955)に旧阿見町・朝日村・君原村・舟島村が町村合併し現在の阿見町が誕生、本年ここに町村合併60周年を迎えられる事に対し衷心よりお慶び申し上げます。

合併時の阿見町は世帯数4331、人口2万2852人でしたが、本年4月1日現在では世帯数1万9013、人口4万8007人と大きく発展しております。

阿見町の名称は、この地が古くには阿見原と呼ばれていた事に由来します。江戸時代250年間は幕府直轄地であり維新後は明治政府の官有地でした。このため阿見原を空白地帯として多くの村が周辺に点在する事となりました。しかし、明治政府が明治10年に広大な阿見原を和歌山出身の津田出に払い下げたが、津田は後に事業に失敗し最終的に101名の地主に土地を手放しました。これらの人々が阿見原を開拓する事と成りました。しかし、大正6年(1917)頃、海軍がパイロット養成を目的として阿見原と

和61年に市制へ移行した事はまだ記憶に新しいところです。阿見町は町域の中心に茨城大学農場や、自衛隊関東補給処があり、この様な地理的制約も在った為か、伸び悩んでいました。

霞ヶ浦湖畔に大飛行場等を建設する計画をたて、大正9年、阿見村の原野と霞ヶ浦湖畔の計約85万坪が海軍省によって買収されました。これが後の霞ヶ浦海軍航空隊、予科練へと変遷し戦後を迎える事となった事は良く知られている話です。日本中が沸いた飛行船ツェッペリン伯号の来日(昭和5年)、リンドバーク夫妻がアリュウシヤン列島沿いに飛来(昭和6年)したのは霞ヶ浦海軍航空隊基地に於いてでした。

しかし、阿見町は近年完成した都市計画道路荒川沖・木田余線及び荒川沖・寺子線等の開通により土浦と荒川沖両駅へのアクセスが便利となり宅地用地が増えました。この結果、新たに本郷区が誕生、町が新小学校教育を決定するに至った事は誠に時代の要望に即したものでしょう。茨城県全体で人口減少が続く中、阿見町は人口増を示している数少ない町ですが、今後の阿見町発展の要は荒川沖駅を基点とした地域にシフトされると思われまます。

明治29年(1896)の府県制施行、東京と水戸間の常磐線開通が近代化へ向けた大きな節目であったようです。阿見町には駅がありませんが、昭和53年に荒川沖駅が木造平屋から現在の橋上駅に変わり土浦市が同東口駅前を整備した頃から、同駅周辺の行政区の人口が増え、更には阿見町の広範囲な地域の人々も東口を経由して東京方面への通勤・通学者が急増したのを覚えております。昭和50年代前半位まで阿見町と概ね同規模であった牛久町が、急激な人口増で昭

去る2月20日に区長会研修会を開催した際、「今後の県政の展望について」と題して山口やちろ副知事から講演を頂きました。副知事が区長会研修会に出張講演するのは初めての話でしたが、背景には天田町長と県中枢の良好な関係と、県南地域に於いて目覚ましい発展が期待される阿見町の将来性を見込んだの事と理解できました。また、町に期待する観点での話は非常に有意義でした。

総合計画を取りまとめ前進行っている現執行部には大いに敬意を表するところでです。雪印メグミルク株式会社に代表される企業の誘致、阿見町消防本部の稲敷消防本部への広域化、男女共同参画社会の実現に向けてのセンター開所、国の交付金制度を活用しての町発展の要となる道路整備、防災無線の設置、防犯灯のLED化、人口増地区に於ける新小学校教育並びに学校再編の検討等いずれを採っても時節を得た施策であります。

60年前には52名の区長が町の資料に名を連ねておりますが、現在は66行政区と成っております。阿見町区長会と致しましては行政と住民との間の直接的なパイプ役として更なる活動をし、町行政を大いにバックアップして参る所存です。



田村敏博さん

平成12年朝日中学校PTA会長。町PTA連絡協議会会長。平成13年町PTA連絡協議会顧問。平成20年より住吉区長。平成22年より4年間、阿見町区長会副会長。平成26年より阿見町区長会会長、その間、多数の公職を兼務。



▲昭和30～40年代の自動車学校付近

昭和時代の町の写真を募集しています

町の移り変わりがわかる写真として昭和時代の写真を町民の皆さまから募集します(合併60周年記念式典などに使用することがあります)。

- ▼応募期間 9月30日(水)まで
- ▼応募条件 ①いつ頃に撮影されたかがわかる②撮影場所が特定できる
- ▼応募方法 写真を直接左記に持参する
- ▼その他 ①写真はデータ化した後、原則その場でご返却します②写真を部分的に使用する場合があります③写真データに関する著作権やその他一切の権利は、町に移転することに同意していただきます
- ▼問合せ 秘書課 ☎888-11111(281)

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

映画『サクラ花～桜花最後の特攻～』撮影セットの一部を展示

予科練平和記念館で撮影協力をしました、映画『サクラ花～桜花最後の特攻～』で使用された『一式陸攻』の操縦席のセットや衣装の展示を行っています。

タイトルにもなっている『桜花(おうか)』とは、機首に爆弾を搭載し人間が操縦する小型の航空機で、母機に搭載して目標付近で切り離し、目標に体当たりする特攻兵器です。人間爆弾『桜花(おうか)』戦死者55人のうち、38人が予科練出身者でした。

県内には『桜花(おうか)』の訓練をしていた神ノ池海軍航空隊もあり、今回の映画をきっかけに、深く歴史を知る機会としていただければ幸いです。

▼期 日:11月1日(日)まで ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は、翌火曜日が休館となります

▼時 間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

▼場 所:予科練平和記念館 20世紀ホール

▼観覧料:無料



▲撮影セット前で天田町長と映画関係者が集合

文集『(仮称)戦後70周年に思う事』の原稿を募集

予科練平和記念館では、戦後70周年にあたり、町民の皆さまからの原稿を募集しています。

戦争を回顧し、平和への願いを綴った原稿を募り、文集として編さんして後世に残すものです。「戦争体験者」「陸海軍関係者」「ご遺族」など、町民の皆さまからのご投稿をお待ちしております。

お預かりした原稿は、平成28年3月に編集製本します。

▼原稿枚数:400字詰め原稿用紙4～10枚程度(増減可)。写真添付可

▼提出期間:10月31日(土)まで

▼提出方法:郵送または直接窓口に提出

▼その他:詳細は下記にお問い合わせください

▼問合せ:予科練平和記念館 ☎891-3344(月曜日を除く午前9時～午後5時)

◎学芸員のつぶやき

海軍の航空機の名前には命名規則があることは、皆さまご存じでしょうか。大正10年～昭和4年までは、機体が完成・採用した元号の年数を「〇〇式戦闘機」のように頭につけるやり方。昭和4年～昭和18年までは、同じく機体が完成・採用した皇紀の下2桁を「〇〇式」と頭につけるやり方(「零戦」こと「零式艦上戦闘機」はこれです)。そして昭和18年から終戦までは、機種ごとに漢字で自然現象を名付けられました。例えば戦闘機は「雷電」や「紫電」など気象名。爆撃機は「彗星」「銀河」など星に関する名前になります。

では、映画『サクラ花～桜花最後の特攻～』の主題となった、特攻兵器「桜花(おうか)」の名前はどのようにでしょうか。通常、花や草木の名前を使用した機種は「紅葉」「白菊」などの練習機になっています。どうやら特攻専用機という特殊滑空機「桜花(おうか)」は、命名も少しだけ特殊であったようです。



▲『桜花(おうか)』の写真

まちの できごと

世界スカウトジャンボリー 大会参加報告



7月23日

7月23日、阿見中学校2年生の平方曜さんと竹来中学校3年生の丹波由記子さんが、山口県で開催の『第23回世界スカウトジャンボリー大会』への出場報告のため来庁しました。同大会は4年に一度開催される大会で、世界中から集まったボーイスカウトたちが国際交流を通じ友情の輪を広げることが目的として開催されています。

霞ヶ浦高校硬式野球部に 町農業委員会が新米贈呈



8月4日

8月4日、町農業委員会は、第97回全国高校野球選手権大会に初出場した霞ヶ浦高校硬式野球部に新米300キログラムを贈呈しました。新米は今年の秋に町で収穫される予定のものであり、同校にて町農業委員会山崎久司会長(写真右)から同校西谷隆義理事長(写真左)へ目録が手渡されました。

創立80周年常陽銀行 から福祉車両寄贈



7月30日

7月30日、株式会社常陽銀行から、町に福祉車両一台が寄贈されました。同行は7月30日に創立80周年を迎え、地域社会に貢献するための記念事業の一環として、福祉車両を寄贈いただきました。この車両は町の社会福祉活動に活用させていただきます。ありがとうございました。

君島地区枝打ち作業 ボランティア実施



7月25日

7月25日、シティグループジャパンホールディングス株式会社(千代田区)・NPO法人エコプラス(千代田区)と君島地区のボランティアの皆さんにより、森林保全のための枝打ち作業が実施されました。当日の作業は、広い平地林の隅々まで枝打ち作業を行い、その後、君島構造改善センターにおいて交流を深めました。

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、桁、柱を覆った構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

今がチャンス! LIXILリフォームショップ

省エネ住宅ポイントで お得にリフォーム!!

省エネ住宅ポイントは、1戸あたり最大**300,000**ポイントが貯まります。

※補助金制度は150,000円まで

建築業知事免許(般-24)第22375号 **【本社】阿見町実穀1283-10**
TEL.029-842-7196
【株】美都住建 【阿見町中央1-5-32】

茨城県知事免許(4)第5548号 **【有】美都ツ和**
阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200

お知らせ

Information

消防指令センター統合により 119番の受付場所が変更

これまで、119番通報は、阿見消防署(旧阿見町消防本部)の指令室で受信していましたが、10月1日から、稲敷広域消防本部(龍ヶ崎市)の消防指令センターで受信します。

消防指令センターでは車両動態システム(AVM)により、広域管内の消防車両の出場状況を把握し、現場から一番近い車両を出動させ、より迅速な災害対応を行います。

問合せ 阿見消防署 ☎887-0119

『芸術展』作品募集

▼俳句 兼題『秋の雲』および当季雑詠通して3句。9月25日(金)までに、郵送または直接左記に申し込む

▼俳句会 ▼日時:10月4日(日)午後1時30分~4時▼場所:本郷ふれあいセンター2階会議室

▼短歌 未発表の詠草一首をはがきに書いて、9月24日(木)

までに左記に郵送する

▼短歌会 ▼日時:10月2日(金)午前10時~午後3時▼場所:かすみ公民館1階会議室

▼問合せ 中央公民館 ☎300-10333 阿見町若栗 ☎886-1888 2526

町体育協会野球部から

町村合併60周年記念 第45回町民野球大会

▼期日 10月12日(月)・18日(日)・25日(日)▼予備日:11月1日(日)

▼場所 総合運動公園町民球場他

▼参加料 1チーム5000円(抽選会受付時に納入)

▼申込期間 9月19日(土)午後5時まで ※日曜日を除く

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼抽選会 9月26日(土)午後7時からかすみ公民館1階会議室で開催

▼問合せ 町体育協会事務局(生涯学習課内) ☎888-2526

町シルバー人材センターから

●入会説明会開催 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)

●期日 9月1日(火)

●時間 午前10時~正午

●場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

●『マイホームのミニ営繕』引き受けます 軽易な大工仕事、ふすま・網戸の張り替え、庭木のせん定、草刈りなど

●問合せ (公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

自衛官募集

●防衛大学校学生(一般)前期試験期日 ▼1次:11月7日(土)・8日(日)▼2次:12月8日(火)~12日(土)までのうち指定する1日

●防衛医科大学校医学科学生試験期日 ▼1次:10月31日(土)・11月1日(日)▼2次:12月16日(水)~18日(金)までのうち指定する1日

●防衛医科大学校看護学科学科学生(自衛官候補看護学生)試験期日 ▼1次:10月17日(土)▼2次:11月28日(土)または29日(日)のうち指定する1日

※場所は別途各人に通知します

●受験資格 平成28年4月1日現在で高卒(見込含む)21歳未満の人

●受付期間 9月5日(土)~30日(水)まで

●問合せ 自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所 ☎0297-641-3351

●ホームページ <http://www.mod.go.jp/pc/jbaraki/>

『少年サポートセンター』をご利用ください

県警察本部では、少年サポートセンターを開設し、少年の非行や犯罪被害などの問題に関して、少年自身や保護者からの相談に応じています。

電話・面接・メールで相談にお応えしています。お気軽にご相談ください。

▼相談窓口 少年サポートセンターつくば(つくば市豊里窓口センター内:つくば市高野1197-20) ☎029-847-0919 ※電話相談は月~金曜日午前8時30分~午後5時15分まで

▼Eメール: keishonen@prefibaraki.lg.jp

▼その他 面接相談には予約が必要

▼問合せ 少年サポートセンター1つくば ☎029-301-0110

〈広告欄〉

9月28日(月)発売
売り切れしだい発売終了!

オースタムジャンボ宝くじ

★この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

1等・前後賞合わせて **5億円**

オータム史上最高額です!

1枚300円

●1等・前後賞合わせて5億円(1等3億円/前後賞各1億円) ●発売期間/9月28日(月)~10月16日(金) ●抽せん日/10月23日(金)

宝くじに関するお問合せ/03-3535-9033[みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

お知らせ

Information

「健康美人になる体操教室」

参加者募集(無料)

▼日時 10月1日・15日・29日・11月12日の木曜日、午前10時～11時30分(全4回)
▼場所 かすみ公民館
▼内容 ストレッチ、美しい姿勢をつくる体幹・ももの体操、尿もれを予防する骨盤周りの体操、肩こり予防の体操
▼講師 町理学療法士
▼対象 町内に居住する65歳未満の女性
▼募集人数 20人(申込多数の場合は抽選)
▼申込期間 9月16日(水)まで ※土・日を除く
▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎8888-2940

「要約筆記入門講座」

受講者募集

▼期日 10月14日(水)・21日(水)・28日(水)・11月6日(金)

13日(金)

▼時間 午後2時～4時

▼場所 土浦市総合福祉会館4階講義講習室(土浦市大和)

▼内容 要約筆記技術の講義・実技練習、聴覚障害の基礎等

▼対象 町内在住・在勤・在学の人

▼募集人数 2人(定員で締切)

▼受講料 無料(教材費は実費)

▼申込期間 9月25日(金)まで ※土・日を除く

▼申込方法 往復はがきに氏名・住所・生年月日・電話番号を記載して左記に郵送する

▼問合せ 障害福祉課(総合保健福祉会館内) ☎8888-2943 FAX 8888-2945

障害者就職面接会(前期)

ハローワーク土浦では、面接会へ就職を希望する障害者および参加希望の事業所の申し込みを受け付けています。

▼期日 10月7日(水)

▼時間 午後1時～3時30分(受付:午後12時30分から)

▼場所 ホテルグランド東雲(つくば市小野崎)

▼問合せ ハローワーク土浦 ☎822-5124

「第10回うばらきイメージアップ大賞」候補募集

県では、左記のとおり茨城県元気にする取り組みを募集しています。皆さんのご応募をお待ちしております。

▼対象 おおむね3年以内に行われた次の①②のような取り組み。①県や県内地域の知名度・イメージの向上に貢献した取り組み②今後も継続的に取り組むことのできるような効果が期待できる取り組み ※分野および活動主体は不問

▼表彰 いばらきイメージアップ大賞実行委員会で選考・決定し表彰。表彰団体には、表彰プレートおよび副賞を贈呈する

▼応募期間 9月11日(金)まで

▼応募方法 ▼応募用紙(左記ホームページからダウンロード可)を郵送またはファクシミリで左記に提出する ▼左記ホームページ内の応募用ページに直接応募する

▼その他 応募者の中から抽選でプレゼントを差し上げます。 ※詳細は左記ホームページをご覧ください

▼問合せ 県いばらきイメージアップ実行委員会事務局(県地域計画課内) ☎029-301-2732 FAX 029-301-2739 ▼県ホームページ: <http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/chikei/keikaku/imageup/imageup.html>

公益社団法人「認知症の人と家族の会」から

公益社団法人「認知症の人と家族の会」では、認知症の人を介護するご家族の悩み・孤独感を解消するために「介護者の集い」をつくば・水戸で実施しています。また、介護に関する電話相談も実施しています。日々の介護にお悩み・お困りの人はこの機会をぜひご利用ください。

●介護者のついで

▼期日 ▼つくば: 毎月第1金曜日 ▼水戸: 毎月第2金曜日

▼時間 午後1時～3時

▼場所 ▼つくば: つくば市役所2階会議室(つくば市研究学園) ▼水戸: 県水戸合同庁舎2階会議室(水戸市棚町)

●電話相談 ☎879-0018 ※月～金曜日正午～午後4時

▼問合せ (公社) 認知症の人と家族の会 ☎8888-2940

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

まずはお気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の名義変更)*全国の不動産に対応・遺言書、相続放棄・債務整理

TEL 029-804-0382

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号神林ビル202号室(阿見中学校近く)
あみ司法書士事務所 (関東近畿等代理店様もご対応) 司法書士 堀一樹
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp (平日 午前9:00～午後6:00)
*上記以外の時間帯や土日祝日も対応致します。面談は事前のご予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp 宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

●定例相談●

人権相談／行政相談

日時 9月3日(木) 午前10時～午後3時
場所 総合保健福祉会館2階講座室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約)
場所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167
健康づくり課
☎ 888-2940
障害福祉課
☎ 888-2943
福祉センターまほろば
☎ 887-3969
地域子育て支援センター
☎ 891-2772
阿見消防署
☎ 887-0119
火災情報案内
☎ 887-2600
上下水道課
☎ 889-5151
霞クリーンセンター
☎ 889-0091
中央公民館
☎ 888-2526
君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111
本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100
舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761
図書館
☎ 887-6331
総合運動公園
☎ 889-2788
教育相談センター
☎ 888-1225
町民活動センター
☎ 888-2051
町男女共同参画センター
☎ 896-3181
消費生活センター
☎ 888-1871
町民ダイヤル(休日当番医
・定例相談等のテレホンサ
ービス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 48,055人 (+13) ▽8月1日現在
- 男性 23,851人 (+16) ▽常住人口ベース
- 女性 24,204人 (-3) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,127世帯 (+25) ▽情報政策課調べ

9月の納税等

国民健康保険税(3期)
後期高齢者医療保険料(3期)

納期限 9月30日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

10月の納税等

町・県民税(3期)
国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)

納期限 11月2日(月)

救急車出動状況 7月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	114件(705)
出場件数 184件(1128)	交通事故	21件(145)
	一般負傷	26件(154)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	23件(124)
	合計	184件(1128)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階北側玄関、仮設庁舎1階、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店



ご来場ありがとうございました



盆踊り表彰

- 最優秀賞
- 優秀賞
- 努力賞
- ユーモア賞
- 元気で賞
- 町長賞

～おめでとうございます～

- 筑見区
- 阿見台
- 中央南
- 南平台、(株)メディカルアシストグループホームつくし
- 曙南三世代踊り連、文化協会舞踊部
- 社会福祉法人 若草会